

要綱各条（現時点のもの。改正前）	問題点・疑義・質問のあった点	事務局見解	改正案
<p>2 補助対象事業は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。ただし、第2号の規定は、市長が特に認める場合については、この限りでない。</p>	<p>第2項ただし書きの市長が特に認める場合は？</p>	<p>第2項ただし書きについては、国際交流事業を想定して追加したものが、要綱上は国際交流に特化したものになっていない。ただし、2-2)については、広く市民が参加(受益)可能とするためである規定のため、対象事業を総合的に判断してその目的が達成できるならば、ただし書きを利用して採択可能としてもよいのではないかと考える。</p> <p>例1) 補助金で作成した環境すごろくを市内小中学校の他に、市外小中学校でも使用する。</p> <p>例2) ワークショップ、企画を市内で行い、イベントを市外で行う。</p> <p>※ただし、 例1)ではあくまで、市内小中学校がメインか分かるよう、要綱報告の添付書類等で確認が必要か。もし、市外中心の際は、返還が必要となるか。それとも、今後市内でも活動する旨の誓約書をとって返還まではさせない等、ケースを想定して考えておく必要があるか。</p> <p>例2)も市外の場合である必要性的の説明がある。(宿泊するのにその人数を取寄できる安い施設が古賀にない等。)</p>	<p>例1)について、ご意見をいただきたい。 公募型補助金事業要綱報告書(様式第8号)について、企画書の対象者と事業完了後の対象者が重複していないか確認できるように、「対象者」の欄を追加。</p>
<p>(1) 団体が自ら企画し、かつ、実施するものであること。 (2) 市内で実施されるものであること。 (3) 営利を目的とするものではないこと。 (4) 宗教活動、政治活動及び選挙運動を目的とするものではないこと。 (5) 当該事業の実施について国又は地方公共団体との共催によるものではないこと。 (6) 当該事業の実施計画(事業効果を含む。)及びその収支計画が明確であること。</p>	<p>①含めない。 2-4)については、共催形式になると、実質的に行政主導となるため自主的な事業にそぐわないため設定したものであり、補助金及び公的施設の使用料免除については助けない。 そうすると、古賀市から既に補助金をもらっている(もA)重複受給(花いっぱい補助金と重複等)、及び、B)補助金の対象団体と、公民館の使用料半額減免となる社会教育関係団体の基準が類似しているため文化系の団体は重複受給と同様の状態になる可能性あり 古賀市の財政サイドとして望ましくないが、共催のように理由がつかない。 ②他に補助金等が収入である場合は、収入にあればいだけの話では、重複の意味が分からない。</p> <p>③減免について、減免許可された場合とされない場合とどちらを取支計画に記載してよいか 団体によって分かれる。 公的施設の規則や要綱の減免対象に「公募型補助金対象事業の内容及びかかるもの」を追加して、統一を図るべきでは。</p>	<p>①補助金等の重複に関してご意見をいただきたい。</p> <p>②国や地方公共団体の補助金の原資は税金の為、同一事業に同じ種類の補助金が交付される(特に古賀市の補助金が複数)のは望ましくないと考え、同一事業に対し「重複」という意味で記載した。</p> <p>③施設により「青少年育成の為」等目的があり、減免基準は異なる。一律に公募型補助金だから減免」という方針を押し付け、こととはできない。事業ごとに施設担当課に確認していただくこととなる。</p> <p>④他に団体により対応は異なると思うが、同じ事業を行うのであれば、申請金額が少ない方が費用対効果の面で審査上でのメリットが想定されることもあり、メリット/デメリットを考慮して、自主的に判断していただくことなどと考え。</p>	<p>①補助金等の重複に関してご意見をいただきたい。</p>
<p>(補助対象経費) 第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する当該年度の費用のうち、別表に掲げるものとする。 2 前項の補助対象事業の実施に要する費用には、当該団体の運営費その他当該補助対象事業に直接関係しない費用を算入してはならない。</p>	<p>補助率10分の10について、もっと低くして、採択数を増やせばどうか。</p>	<p>全事業費ではなく対象経費を基にしており、しかも既に平成26年度事業は10分の10で採択しているため、途中での変更は現段階では説明しづらく、困難 第4条の補助対象事業を大きく見直すタイミングで検討すべきではないかと考える。</p>	<p>今回は改正せず、検討していく。</p>

要綱各条(現時点のもの。改正前)	問題点・疑義・質問のあった点	事務局見解	改正案
<p>(補助対象期間等) 第1条 同一団体が実施する同一事業に対する補助金の交付については、当該事業に係る当初の交付決定をした日の属する年度から起算して3年を超えてはならない。 2 交付の内容又は性質は性質により事業の実施が複数年度に及ぶものについては、3年を超えない範囲で補助金を交付すべき期間を市長が認定する。</p>	<p>①第1項について、全く同じ事業でも3年以内なら申請可能か。 ②第2項について、3年事業について、1年目以内必要額が、3年間の各年度の上限額という縛りは必要ないか。</p>	<p>①可能。3年事業についても同様の内容を繰り返して事業を浸透させていくものもあり、原則問題はないと思われる。ただし、内容を見て、同様の事業を繰り返しても意味のないものであれば、担当課職員など、疑問点を示す内容となる考えられる。例)1年事業としてマップを全戸印刷して、特設の外部影響が見受けられないにもかかわらず、大きな変更なく同様の事業を再度申請。 ②1年目ワーキングショップ、2年目イベントの企画3年目イベントのような事業の場合、1年目の事業額が1番低くなり、繰りを設けると3年目の事業展開が困難となるため、設定は不可能。</p>	改正案
<p>(補助対象事業の公募) 第8条 市長は、期間を定めて補助対象事業を公募するものとする。 2 市長は、前項の公募に関する条件その他の事項について募集要領を定め、これを公表するものとする。</p>	<p>①1-③ 公募型補助金事業企画書(様式第3号)について、団体から提出されたものは内閣目録などで審査委員会の想定しているものとは異なる点が多かった。 ②1-④ 公募型補助金事業資金収支計画書(様式第4号)について事業の全体像が把握できないので改正が必要では？ ③1-⑥ 団体の構成員名簿については、構成員が何百人と多いところも提出する必要があるのか。 ④第2項について、2年目以降の審査についてはどのように進めるのか。 ⑤1-④ 公募型補助金事業資金収支計画書(様式第4号)については収入欄については対象外・対象が必要ではないか。 ⑥1-④ 公募型補助金事業資金収支計画書(様式第4号)については、項目によっては、数・単価の欄が記載しづらいことがある。金額だけではだめか。 ⑦1-② 公募型補助金応募団体概要書(様式第2号)の代表者・連絡責任者欄に氏名がない。</p>	<p>①事務局の記載例も不適切だったように思う。次回は作成後、委員に事前確認していただくか、構式も記載する点分かりやすいよう変更する。記入欄も狭い為、欄を広げて3枚にわたるようにする。 ②指摘とおりのため変更する。 ③第3条1-⑤の確認をするために必要としている。よって、「構成員○名、内古賀市在住△名、上記相違ないことを証明する。」という内容の様式でも代用できることとしたい。(事業者・団体名・代表者各、提出困難な理由も明記してもらおう。様式については項目を伝えて独自に作成してもらおう。 ④1年目事業と同様の申請をもらい、審査を進める。詳細は要領に記載する。 ⑤様式が複雑になり、団体の記載が困難。充当の基準は設定しにくく、団々のケースで判断せざるを得ないうえに、よほど不適切でない限りだめとは意えない。となると、対象外に事前に警告して充たされたいと思われ。よって、収入欄については対象外州の区別を設けたいこととしたい。 ⑥確かにそのような項目もあり、添付資料で確認も出来るが、審査者円滑に行う為にも、この社頭書をみてすぐ判断ができるようにしたい。情報については可能な限り書いていただく。困難なものは別紙詳細欄で記載していただければよいと考える。 ⑦指摘とおりのため訂正する。</p>	<p>(応募の方法) 第9条 補助対象事業の公募に応募しようとする団体は、公募型補助金選考申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、指定の期日までに市長へ提出しなければならない。ただし、第8号に規定する書類については、団体を設立して1年に満たない場合に限る。 (1) 定款、規約、会則その他これらに類する書類 (2) 公募型補助金応募団体概要書(様式第2号) (3) 公募型補助金事業企画書(様式第3号) (4) 公募型補助金事業資金収支計画書(様式第4号) (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支決算書 該事業年度の前年度における団体の事業報告書及び収支決算書 (6) 団体の構成員名簿 (7) 誓約書(様式第5号) (8) 設立趣意書(様式第6号) (9) その他市長が必要と認める書類 2 第7条第2項の規定により補助金の交付期間について複数年度の認定を受けた補助事業についても、前項の規定による申請を毎年度行わなければならない。</p>
<p>(事業の審査) 第10条 市長は、前条の規定による補助対象事業の応募があったときは、古賀市補助金審査委員会(古賀市補助金審査委員会条例(平成25年条例第4号))に規定するものを用いる。(以下同じ。) に当該事業の審査を諮問し、答申を得るものとする。</p>	<p>(選挙結果の通知等) 第11条 市長は、前条に規定する答申を参考に、当該補助対象事業の採択の可否を決定し、その結果を当該団体に公募型補助金選考結果通知書(様式第7号)により通知するものとする。 2 前項の規定による補助対象事業の採択決定があった場合において、それ以後に補助金の増額は行わない。</p>		

要綱各条(現時点のもの。改正前)	問題点・疑義・質問のあった点	事務局見解	改正案
<p>(選考結果の公表) 第12条 市長は、補助対象事業の採択を決定したときは、採択した補助団体の名称、代表者の氏名、補助事業の内容及び補助内示金額をホームページその他適切な方法により公表するものとする。</p>	<p>公表の項目はこれだけでよいのか。コメント、点数などは必要ないか。</p>	<p>コメントについては、実績報告後に事後評価として行政評価、委員意見を公表している自治体も、事後評価で、選考結果の公表を促すことなど、委員会で評価する前の事前資料を載せることができれば、時間的余裕もある。事後評価がなされ、公表することになれば、外部の目もあり、事業の進行も適切に行われるのではないかと、※事後評価を行う委員会を開催する必要有。</p> <p>選考審査で決定した、点数(合計点)やコメントについては、議事録(要点筆記)の公開(情報公開窓口、HP会議の報告)でのみ行い、HP公募型補助金のページで表をのせることはしない。</p>	<p>(事業実績の公表)等の条文が必要か。追加する場合は、下記のとおりでよい。(第15条の④の欄を参照。第16条についても追加案有)</p>
<p>(補助金の交付申請) 第13条 第11条の規定により採択された補助団体の応募要綱年度の事業開始前までに、採択された内容に基づき、補助金の交付申請を行わなければならない。</p>	<p>申請時の添付資料については何を求めるのか。</p>	<p>古賀市補助金交付規則第4条第1項に「補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて」とある。</p> <p>①企画書(様式第3号変更分。当年度事業については、応募時より詳細が分かるはずなので、応募時の内容のままではため。) ②収支計画書及び根拠資料(様式第4号の変更分) ③支払伝票に添付する請求書作成要。事前に補助金交付を希望する事業は、前交付が必要なる理由を記入)→希望時期については請求書様式に記載はお願いし、申請時に担当課から団体に確認をお願いいたします。 ④口座振替願(未登録団体のみ。口座は原則、団体名、代表者名。例外として、代表者名のみ又は、団体名、会計者名等)</p>	<p>③別添様式案添付。</p>
<p>(補助金の交付決定) 第14条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定を行うものとする。 第15条 市長は、前項の決定により相応の収益を生ずると認められる場合は、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還すべき旨の条件を付すものとする。</p>	<p>収益があったときのみのみか？単に支出が少なかった場合は(計画通りでなかったか)返還はないのか。</p>	<p>古賀市補助金交付規則第16条2項により返還要請可能。</p>	<p>②別紙改正案添付 ③別紙改正案添付 ④第12条に係る事務局案に対する要綱改正案</p>
<p>(実績報告) 第15条 補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業が完了したときには、次に掲げる書類に関係資料を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 公募型補助金事業実績報告書(様式第8号) (2) 公募型補助金事業資金収支報告書(様式第9号) (3) 公募型補助金事業成果報告書(様式第10号)</p>	<p>①何日以内に提出すればよいなどの取り決めがないか、必要はないか。 ②(2) 公募型補助金事業資金収支報告書(様式第9号)は様式第4号に類似した様式となっていたので、様式第4号の変更に伴って変更する必要があるのではないか。 ③(1) 公募型補助金事業実績報告書(様式第8号)に企画書内容と重複がないか確認する為にも、対象者欄が必要ではないか。 ④(2) 公募型補助金事業資金収支報告書(様式第9号)について、項目によっては、数、単位の欄が記載しづらいことがある。金額だけではなくだめか。</p>	<p>①要綱に明文化するとなると、10日以内などの短い期間を記載しにくく、反列に30日以内などの期間を設定すると、提出が遅くなる可能性がある。 ②完了後10日程度で提出していただくよう記載する。(交付申請時のスケジュール、実績報告書様式通知の際など) ③指摘とおりのため変更する。 ④指摘とおりのため変更する。 ④収支計画書と同様の理由で現行のままとする。</p>	<p>第15条の第2・3項と第16条を追加。 2 市長は前項の書類等に基づき、補助金の額を確定したときは、事業担当課の評価を付し、委員会に報告しなければならない。 3 委員会は、前項の報告を受け、事業内容について意見を述べることができる。 第16条 市長は前条第3項の内容について、ホームページその他適切な方法により公表するものとする。</p>
<p>(補助金の交付時期) 第16条 補助金の交付は、年度ごとの事業完了後とする。ただし、市長が事業の性質上当該事業の完了前に交付することが適当と認めるときは、事業完了前に一括又は分割して交付することができる。</p>	<p>①概算払の際の請求書及び通知は必要ないか。</p>	<p>①請求書は、第13条の③の請求書で概算にも対応。通知は、概算の領に添付していただくこと分かります。は作成するが、要綱の変更は待たずに行わない。</p>	<p>①通知様式については別添様式案添付 ・第17条となる(第16条を新たに追加した為)</p>
<p>(決定の取消及び補助金の返還) 第17条 市長は、団体が偽造の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合には、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。</p>			<p>第18条となる(第16条を新たに追加した為)</p>

要綱各条(現時点のもの。改正前)	問題点・疑義・質問のあった点	事務局見解	改正案
<p>(庶務) 第18条 この要綱に基づく補助事業の公募等に関する庶務は、総務部財政課及び補助対象事業の担当課において処理する。</p> <p>(補則) 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(別表)</p>	<p>①車で移動した場合のガンリン代は対象になるのか？また対象となる場合の計算及び科目は？</p> <p>②講師の交通費の科目は費用弁償か。</p> <p>③収入の区分は必要ないか。</p> <p>④ガンリン代は燃料費の項目でなくよいか。</p>	<p>①対象となる。計算方法は、応募時点での近隣単価(リットルあたり)×対象地点への距離(リットルあたり)。支出科目は旅費。ただし、構成員のみは対象とならない。</p> <p>②科目は旅費で計上(費用弁償は旅費の細節となる為)</p> <p>③どのような種類の収入か把握することで、補助金依存か、自主財源か、自立の方向性が見える可能性あり。追加する。</p> <p>④市の支出科目と同じにしていくと、項目数が膨大となり複雑となる。旅費でまとめさせていただければと考える。</p>	<p>第19条となる(第16条を新たに追加した為)</p> <p>第20条となる(第16条を新たに追加した為)</p> <p>①旅費の「主な内容」に、「(ガンリン代を含む。)※ただし、構成員のみの会議・打合せに係るものは対象外。」を追加。</p> <p>②旅費の「主な内容」に、外部協力者の移動に係る交通費及び宿泊費を追加。</p> <p>③科目に、補助金(国)、補助金(県)、補助金(民間)、補助金(古賀市)、補助金(その他)、その他とし、それぞれ説明を記載。(その他は、チケット代、参加料、協賛金など)</p>